

平成 2 2 年度第 1 回
札幌市屋外広告物審議会

会 議 録

日 時：平成 2 2 年 9 月 2 日（木）1 5 時 3 0 分開会
場 所：札幌市役所 1 8 階 第 4 常任委員会会議室

1. 開 会

事務局（柳本道路管理課長） それでは、ただいまより、平成22年度第1回屋外広告物審議会を開催させていただきます。

本日は、皆様方におかれましては、大変お忙しいところご出席を賜りありがとうございます。

私は、本日、司会進行を務めさせていただきます札幌市建設局総務部道路管理課長の柳本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

これよりは着席して進行させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の会議ですが、北海道大学大学院名誉教授の小林委員と札幌商工会議所常務理事の菊嶋委員から、都合により欠席の旨、連絡がございましたが、当審議会の委員数15名のうち13名の方が出席されております。札幌市屋外広告物条例施行規則第30条第3項に規定する過半数に達しておりますので、本日の会議は成立していることをご報告いたします。

2. 総務部長あいさつ

事務局（柳本道路管理課長） それでは、本日の開催に当たりまして、札幌市建設局総務部長の木村からごあいさつを申し上げます。

木村総務部長 建設局総務部長の木村でございます。

本日は、ご多忙の中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございました。また、日ごろから本市の屋外広告物行政に関しましていろいろご協力をいただき、またいろいろ貴重なご意見を賜っておりますことに対して、改めて重ねてお礼を申し上げます。

屋外広告物は、景観形成の一つの大きな要素でございますし、それだけではなくて、経済の活性化や活力あるまち並みにとって欠かすことのできないものでございます。現在、札幌駅前通では、地下歩行空間が建設されておりまして、来年春の供用開始を目指しておりますけれども、これに伴って、沿道のビルの建てかえもこれから進んでいく予定でございます。そういう中で、札幌駅前通の景観もこれから大分変わっていくのかなということで、このような状況のもとに、いかに良好な景観を形成して、かつ魅力あるまち並みを形成するかということで、駅前通を景観保全型広告整備地区に指定すべく、当審議会の専門委員会である地区指定検討委員会において広告物のあり方について協議、検討をいただいたところでございます。本日、報告事項として上げさせていただいておりますので、この後、委員の皆様のご意見をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

今後も、本市のさらに魅力あるまちづくりのためにいろいろご協力をいただきたいと思いますと考えております。今後ともよろしくお願いいたします。

簡単ではございますけれども、審議会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

委員紹介等

事務局（柳本道路管理課長） 今回の審議会は、委員の改選を行ってから初めての審議会でございます。委員名簿につきましてはお手元に配付させていただいておりますけれども、議題に入ります前に、各委員の方々と事務局職員の紹介をさせていただきたいと思っております。

今、私どもの方から向かって左側のテーブルの奥の方から順に私为您介绍いたします。

まず、赤い実企画レッドベリースタジオ代表主宰の飯塚委員でございます。

中井景観デザイン研究室代表の中井委員でございます。

札幌テレビ放送株式会社メディアプロデューサー室専任局長の林委員でございます。

有限会社プラス・エス代表取締役の古谷委員でございます。

協同組合北海道ネオン電気工業会会長の朝倉委員でございます。

協同組合札幌広告美術協会理事長の中村委員でございます。

続きまして、右側のテーブル奥にお座りの方からご紹介させていただきます。

デザイン文化研究室代表の大萱委員でございます。

中央区まちづくり協議会運営幹事の新田委員でございます。

S・Aアーキテクト深澤建築研究所主宰の深澤委員でございます。

北海道開発局札幌開発建設部調査官の斉藤委員でございます。

北海道建設部まちづくり局都市計画課長の増田委員でございます。

高久塗工株式会社専務取締役の高久委員でございます。

株式会社電通北海道取締役の皆川委員でございます。

続きまして、事務局ですが、私の一番左側の列におります広告物担当係長の小林でございます。

それから、私の右にありますが、同じく広告物担当の谷内でございます。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、任期は平成23年10月末までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、本日、市民まちづくり局地域計画課職員及び中央区土木部職員がオブザーバーとして出席しております。

次に、資料の確認をしたいと思います。本日の資料につきましては、各委員の方へ事前に送らせていただいております。資料1から資料6までございますが、それぞれおそりいでしょうか。

続きまして、会議及び会議録の公開についてですが、札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱及び札幌市情報公開条例の規定に基づき、会議等は原則公開となっておりますので、ご了承いただきたいと思います。

3. 議 事

事務局（柳本道路管理課長） それでは、議事に入りたいと思います。

まずは、（１）番目の審議会の会長及び副会長の選任であります。

札幌市屋外広告物条例施行規則第２９条において、審議会に会長及び副会長各１名を置き、委員の互選により選出するという規定になっております。

立候補あるいはご推薦はございませんでしょうか。

中村委員 きょう欠席されておりますけれども、会長には小林委員、副会長には中井委員に引き続きお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

事務局（柳本道路管理課長） ただいま、小林委員と中井委員のご推薦がございましたが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

事務局（柳本道路管理課長） それでは、ただいまのご提案に基づきまして、会長を小林委員に、副会長を中井委員にということで決定をしたいと思います。

それでは、本日は、小林会長は欠席でございますので、中井副会長、申しわけありませんが、副会長席の方にお移りいただき、ごあいさつをいただきたいと思います。

〔副会長は所定の席に着く〕

中井副会長 小林会長が欠席でございますので、一応、一言ごあいさつをさせていただきます。

先ほど、部長からのごあいさつにもございましたけれども、屋外広告物は景観の中でも大変重要な役割を占めるわけでございます。まさに、広告物の場合は、デザインする方、広告を出す方、それを見る方の市民側等のさまざまな立場からの意見があるわけですから、そのような各立場のご意見をきちんとこの場で議論しながら、よい形で屋外広告物の審議を進めてまいりたいと思いますので、皆様にはどうぞ忌憚のないご意見をいただきながら、風通しのいい審議会にしていきたいと思っております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局（柳本道路管理課長） ありがとうございます。

これよりの議事進行についてですが、条例施行規則におきまして、会長に事故があるときは副会長が職務を代理することと規定されております。本日は、会長がいらっしゃらないため、今後の議事進行につきましては中井副会長にお願いしたいと思っております。

中井副会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

中井副会長 それでは、ここから議事の進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、議題をごらんになっていただきまして、（２）の屋外広告物審議会審査会委員の指名ということがございますが、その前に事務局の方から屋外広告物審議会審査会というのはどういうものかということをご説明いただきたいと思っております。

事務局（小林広告物対策担当係長） 屋外広告物審議会審査会の説明をさせていただきたいと思います。

失礼ですが、座らせていただきます。

まず、本日、配付させていただきました青い冊子の屋外広告物関係法令集が皆さんのお手元にありますでしょうか。

屋外広告物審議会審査会と申しますのは、審議会の所管事項の審議を行うために設けられる会でございます。条例の第28条第5項、法令集で申しますと42ページになりますけれども、この中で設けることができるというふうに定められております。

所管事項を一例で申し上げますと、屋外広告物条例におきまして、各種広告物の許可基準、いわゆる掲出できる広告物の高さや面積が地域ごとに定められております。例えば、壁面広告物につきましては、第1種地域、これが市内の一般的な区域になるわけですが、1壁面の3分の1かつ50平米以下という一つの基準があります。ただし、この基準につきましては、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この基準に適合しない場合であっても審議会の議を経て許可することができるとされております。本来、このような広告物につきましては、審議会の中で審査することになるのですが、その都度、審議会を開催しまして審査するということになりまして時間を要するということにもなりますので、審議会の中に審査会を設けて、その中で審議することができるとされております。

この審査会の委員ですが、会長と会長が指名する委員により組織するとなっております。これまで会長のほか5名の方に委員をお願いしておりました。

審査会の説明は以上のとおりですが、事務局の方からご提案ですけれども、先ほどお話しさせていただきましたとおり、審査会の委員は会長が指名することとなっております。しかし、本日は会長不在ですので、審査会の委員の指名につきましては、後日、私ども事務局の方から会長の方へ確認をさせていただきまして、その結果を委員の皆様にご通知する、また議事録にその結果を付記する形にさせていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。よろしくお願いたします。

中井副会長 会長の確認を済ませてから皆さんの方にお知らせするというございですが、皆様、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

中井副会長 では、もし委員の指名を受けられた場合には、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、屋外広告物審議会審査会の話は終わりにいたします。

次は、議題（3）ですけれども、屋外広告物審議会専門委員会がございます。

それについて、また事務局の方から内容のご説明をお願したいと思ひます。

事務局（小林広告物対策担当係長） 屋外広告物審議会専門委員会の概要をお話しさせていただきます。

先ほどと同じ法令集の42ページになりますけれども、条例の第28条第4項の中で、

専門事項を調査審議するために審議会に専門委員会を置くことができると規定されております。現在、これに基づく専門委員会としましては、この後の議題に出てまいります、景観保全型広告整備地区の指定についての検討を行う地区指定検討委員会がございます。この専門委員会委員につきましても、会長が指名する委員により組織するとなっております、これまで7名の方に委員をお願いしておりました。こちらも同様に、本日は会長不在のため、後日、会長にご指名をいただきまして各委員の皆様へ通知する、また議事録に結果を付記するという形にさせていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

中井副会長 委員の皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

中井副会長 どうもありがとうございます。

それでは、先ほどの審査会委員と同様に、小林会長に確認をとりましてから皆様方にお知らせし、議事録に残したいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

これで、3の議題はすべて終わりました。

4. 報 告

中井副会長 次に、4の報告事項に移りたいと思います。

報告事項は、札幌駅前通北街区地区景観保全型広告整備地区の指定に係る専門委員会の報告ですけれども、これにかかりました昨年度の部会長であります大萱委員の方から詳細なご説明をいただきたいと思っております。

大萱委員 詳細は事務局からご説明をいただくとと思いますが、昨年度、地区指定検討委員会委員長をさせていただきました大萱でございます。

検討委員会の概要及び結果についてご報告させていただきます。

大変長いタイトルになりますので、検討委員会と省略して話すことになると思います。

検討委員会は、昨年9月からことしの3月まで合計4回開催いたしました。委員は、私のほか、中井委員、新田委員、深澤委員、朝倉委員、中村委員、皆川委員の7名でございます。

今回、検討しました札幌駅前通北街区地区ですが、ご存じのように、札幌のメインストリートであると同時に、先ほども部長からお話がありましたが、来年には地下歩行空間が開通します。それに伴い、地上部の模様がえ、沿道ビルの建てかえが予想されるなど、今後、景観的に大変重要となる地域であると同時に、駅前通という位置からにぎわいが求められる地域でもあります。

検討に当たりましては、既に景観保全型広告整備地区に指定されております隣接の札幌駅南口地区第2区域と札幌駅北口地区の内容をベースにしまして、基本方針、許可基準等の各項目別に検討を重ねてまいりました。

詳細につきましては、この後、事務局に説明をお願いするとしまして、資料1の告示案素案がございますが、この構成に沿いまして、区域、基本方針、許可基準及び経過措置に

ついて簡単に内容をお話しさせていただきます。

まず最初に、区域についてですが、区域については、現在の都市景観部局で定める札幌駅前通北街区地区景観計画重点区域、これは資料2を見ていただいた方がわかりやすいのですが、多分、事務局の方から資料2を見ながら詳細に説明されると思います。南北は、北4条通から北大通の道路境界から北側30メートルライン、それから、東西につきましては駅前通道路境界から30メートルラインまでと基本的に連動させておりますが、現在、都市景観部局において駅前通の一体性の観点から、この重点区域の範囲を従来の北4条から北5条からに、要するに駅前の東西の通り、駅前広場に沿った通りですが、変更すべく検討しているということでございます。そのために、景観保全型広告整備地区につきましても、南北の北側については南口第2区域の一部、資料2で言いますと薄紫色になっているところですが、具体的には北4条西3丁目、4丁目の一部を駅前通北街区に編入し、北5条からということにします。それから、南側におきましては、重点区域の区域と若干異なりますが、北大通までとしました。資料2の青い部分でございます。また、東西につきましては、景観計画重点区域と同様に、道路境界から30メートルの区域としました。

なお、この30メートルのラインに係る建物は、駅前通に面している、いない、また、そのかかり方が全部、一部にかかわらず、建物一棟ですべてに基準を適用することとしております。これらにつきましては、かなり突っ込んだ議論をいたしました。

次に、基本方針につきましては、南口や北口の基本方針をベースに、駅前通のあり方等を検討して、駅前通のみならず、駅前通から見渡せる区域の景観、空間の広がりを重視といった内容のものを作成させていただきました。

次に、許可基準でございます。

各広告物の許可基準につきましては、結論から申しますと、南口第2区域と同じ基準にしております。その理由としましては、として、この区域は南口第2区域の隣接区域であること、として、第2区域の一部を駅前通北街区地区に編入すること、として、以上の点を踏まえて地元の事業者の方への受け入れやすさ等を考慮した結果であります。南口の第2区域と同じ基準としたということです。

次に、最後の経過措置についてですが、これもかなり議論がなされた部分であります。

現在の南口第2区域や北口地区では、景観保全型広告整備地区の施行の際に、条例の規定による許可を受けているものについては景観保全型広告整備地区の許可基準にかかわらず表示することができるとされております。特段の改修、撤去期限を設けておりません。この点については、委員会の中でも一定の期限を設けるべきという意見、また既存地区と同様でもよいではないかという意見が出されました。結果としましては、これまでの地区と同様の規定といたしました。その理由は、1番目に、南口第2区域の隣接区域である、また、その一部を編入することとしたこと。2番目に、期限を設けた場合、その期間経過後は既存不適格物件となってしまいますが、各自治体におきましても既存不適格物件の取り扱いに苦慮しており、いたずらに不適格物件をふやすことは好ましい状況とは言えない

こと、撤去や改修には100万円単位での経費を必要とすること、すなわち事業者負担が多くなること、次に、まちづくりの主役は地元事業者等であり、これらの基準はあくまでもそのための道筋、方向性を示したものであり、ある程度の猶予期間は与えた方がよいと考えられること、それから、南口の検討の際は20年、30年後のまちづくりを見据えた形で、この経過措置規定を設けたことという点があります。

ただし、通称一代限りという言い方をしておりますが、事業者の方へは基準に合致していないという認識は持っていただく必要はあろうかと思っておりますので、この点については改修予定の把握等の方法論を含めて、事務局に今後検討いただきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、概略について報告させていただきました。

以上でございます。

中井副会長 ありがとうございます。

話が前後してしまったのですが、まず、きょう初めてご出席の方もいらっしゃるもので、景観保全型広告整備地区の制度の概要についてのご説明も受けながら、引き続き、告示の詳細な内容もご説明いただきたいと思います。

事務局（小林広告物対策担当係長） それではまず、景観保全型広告整備地区とは何かといった概念的な部分からお話をさせていただきたいと思います。

現在、札幌市内におきまして屋外広告物を掲出する場合には、原則、許可が必要になります。そのために、それぞれ広告物の種類ごとに、大きさや高さといった基準が条例もしくは規則の中で定められております。

その一方で、法令集の20ページの真ん中よりちょっと上ぐらいになるのですが、条例第9条におきまして、景観保全型広告整備地区といった項目が定められております。良好な景観を保全、形成するため、広告物等の整備を図ることが特に必要な区域を景観保全型広告整備地区として指定することができるということが第1項に書かれております。第2項におきまして、景観保全型広告整備地区に指定するときには、その地区における広告物等の表示、設置に関する基本方針を定める、第3項におきまして、景観保全型広告整備地区を指定するときは当該地区における広告物等の表示、設置の許可の基準を別に定めるものとするというふうに規定されております。つまり、良好な景観形成のために広告物の整備が必要な区域を指定しまして、その区域に適用する許可基準を一般的な許可基準とは別に定める、これが景観保全型広告整備地区になります。

先ほど大萱委員の説明の中で札幌駅の南口、北口というお話が出てまいりましたけれども、現在、札幌市内におきましてこの景観保全型広告整備地区は2地区指定しております。

法令集の104ページをごらんいただきたいと思います。景観保全型広告整備地区区域図という地図が載っております。まず一つ目が、札幌駅南口地区景観保全型広告整備地区と申しまして、図面で言うところの1と2で表示された部分が南口の区域、1の部分が第1区域、ちょうど駅広場のあたりになりますけれども、それを囲む区域を第2区域とし、第1区域につきましては平成14年に、第2区域につきましては平成15年に指定してお

ります。もう一つは、札幌駅北口地区、図面で言いますと破線で囲まれました3の区域になりますが、こちらの方は平成16年に景観保全型広告整備地区の指定をしております。

そこで、今日ご報告させていただく内容ですけれども、札幌駅前通をこの景観保全型広告整備地区に指定しようということで、それにつきまして、昨年、専門委員会である地区指定検討委員会におきまして基本方針、許可基準等について検討いただきました。その内容について説明をさせていただきたいと思います。

先ほど、104ページでそれぞれの区域をお話しさせていただきましたけれども、それぞれの区域の許可基準等につきましては、法令集の96ページから103ページにかけて記載されておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

今回の駅前通につきましては、3カ所目の景観保全型広告整備地区ということになりますけれども、お手元の資料1をごらんいただければと思います。

景観保全型広告整備地区の指定につきましては、最終的に告示を行うこととなりますけれども、資料1につきましては、告示の現段階の素案となります。ですから、今後、内容や表現方法等、変更になる部分があるかもしれませんけれども、本日はこの資料に基づいてお話をさせていただきたいと思います。大萱委員の説明と重なる部分もあるかと思いませんけれども、ご了承ください。

まず、1番目の名称ですが、これにつきましては札幌駅前通北街区地区景観保全型広告整備地区という長い名前になるのですけれども、このように考えております。

次に、2番目の区域のお話になりますが、「資料2 区域のとおり」と今の段階ではこういった書き方をさせていただいておりますが、実際にはきちんと文書で区域指定を行いたいと思います。A3判のカラーの資料2をごらんいただきたいと思います。

区域につきましては、先ほど、大萱委員からもご報告がありましてとおり、基本的には都市景観部局で定めております景観計画重点区域に準ずることとしております。今現在定められております札幌駅前通の景観計画重点区域は、実を申しますと資料2で言うところの緑色の部分、場所では言いますと北4条から南は北大通の手前30メートルのラインまでとなっております。区域を検討する際には、この緑色の部分だけで果たしていいのだろうか、それとも札幌駅前通の一体性ということを考えた場合に、北4条西3丁目、4丁目、図面で言うと薄紫色の部分や、大通の手前の青い部分も加えた方がいいのではないかという議論をしていただきました。

なお、薄紫色の部分につきましては、同じ景観計画重点区域なのですが、南口の景観計画重点区域、それから青の部分は大通の景観計画重点区域ということで、ちょっと地区が異なるという部分があります。結果としましては、札幌駅前通の一体性を考えまして、薄紫色の部分、それから下の青色の部分も含めまして、南北につきましては北5条の通りから北大通までという形にさせていただきました。また、東西につきましては、道路境界から30メートルのラインとなっております。ただ、30メートルとした場合、建物が30メートルのラインで分断されるということが発生してまいります。また、建物によりまし

ては、30メートルラインの中に入りますけれども、実際には札幌駅前通に面していないというケースも存在します。

検討委員会の中で、この30メートルラインの取り扱いについても検討を行っていただきまして、最終的には30メートルラインにかかっている、駅前通に面している、面していないにかかわらず、その建物全体を基準の対象にする、図面を見ていただくと、緑色のかかっている部分に、建物に赤枠とか緑枠で囲っている部分もあるのですが、この赤枠・緑枠の部分にもこの景観保全型広告整備地区の基準を適用する形にしております。

なお、1点、ご了解いただきたい点なのですが、現在、この図面で示してございます30メートルのラインですけれども、これは正確に30メートルラインを計測しておりません。ですから、この中で明示した建物でありましても、実際には対象外となるケースもあるかもしれませんし、また、その逆のパターンもあるかもしれませんで、その点についてはご了解いただきたいと思います。

また、この区域設定に伴いまして、先ほど北4条西3丁目と4丁目の薄紫色の部分につきましては、既に南口景観保全型広告整備地区、法令集の104ページの2の区域に含まれておりますので、この区域につきましては南口の景観保全型広告整備地区の区域変更をあわせて行う必要があるかと思っております。

資料1に戻っていただきまして、次に3番目の基本方針に移ってお話しさせていただきます。

先ほど、条例の第9条第2項の部分で基本方針を定めるというお話をさせていただきました。今回の基本方針は、既に指定済みの札幌駅の南口、北口のをベースに検討させていただいております。

なお、基本方針につきましては、南口と北口は同一のものになっております。

まず、大項目としまして、(1)(2)という二つの項目がありますけれども、1番目の「(1)世界都市札幌の顔にふさわしい品格と機能性を備えた活力のある地区景観の創出」です。この部分につきましては、既存の地区と同一でございます。その中の小項目アからウまでありまして、アの部分については同一ですけれども、次のイの部分の「札幌駅と大通公園を結ぶメインストリートとして広がりのある街路空間を創出し、歩行者にとって魅力あるまち並みをつくるため、広告物等の設置箇所、規格、色彩等について十分に配慮する」、ここについては新しく検討委員会の中で作成した部分でございます。

今回の指定に当たりましては、基本的には通りの指定になるのですが、その通りのみならず、交差点から見た場合の横通りの部分も重視しようという意味合いで「広がりのある街路空間」という文言を、また、メインストリートというにぎわい、魅力といった観点から「歩行者にとって魅力ある街並み」という文言を、これは検討委員会の中で何回ももんだのですが、最終的にはこういった文言を使用させていただきました。

また、ウの部分につきましては、若干の文言変更はございますけれども、基本的には既存の区域と同一内容で、体系的な案内サインについて言及しております。

なお、(2)の部分は、既存地区と同一です。

続きましては、4番目の許可基準の関係でございます。

まず、1番目としまして、許可基準は、次に掲げるもののほか、別表1、別表2のとおりとするとしておりました、ア、イ、ウとしまして総括的な内容、それから別表1、2としましてそれぞれの広告物の種類ごとに基準を定めております。

まず、ア、イ、ウの総括的な部分ですが、こちらにつきましては南口、北口と同一です。また、別表の方につきましては、この説明が終わりましたら、別途、改めてお話をさせていただきたいと思っております。

許可基準の2番目ですけれども、これは基準を適用しない場合、いわゆる特例許可の関係になりますが、表示または設置しようとする広告物等が条例第11条第2項第1号に規定する自家用広告物、この自家用広告物とは自分の建物や店舗といった自分のものを表示する広告物になりますが、自家用広告物でデザイン性が高く、地区景観の向上に寄与するものであると市長が認めるときは、別に定める場合に限り、別表1に掲げる許可基準を適用しないとしております。

では、この別に定める場合とはどういう場合なのかということですが、お手元の資料4をごらんいただきたいと思います。

屋外広告物に係る取扱基準抜粋というのですが、この別に定める場合というのは、告示とは別に取扱基準という形で定めております。まず、前提としまして、告示本文で言っておりますとおり、自家用広告物であるということが必要になってきます。

まず、(1)に書かれておりますけれども、地区内の事業者の方が掲示する広告物の質的向上を目指して、専門家にデザイン等の評価を受けるなどの取り組みを行う自主的組織を設置していただく必要があります。

次に、(3)に行きますけれども、この自主的組織を札幌市長が承認する、そして(4)に記載されておりますが、自主的組織におきまして広告物のあり方の協議、表示しようとする広告物のデザインが地区景観の向上に寄与するものかの評価を行いまして、設置の是非を自主的組織の中で決定する、という順番を踏んだものにつきましては、許可基準を適用しないということにしております。

なお、許可申請に当たりますは、(5)に書かれてございますが、こういった一連の流れを踏んだことを証明する書類を添付の上、許可申請をしていただくことになっております。

なお、この特例許可の部分につきましても既存の区域と同様の扱いとしております。ただ、この部分につきましては、後ほどご意見をいただきたい部分がございますので、後ほど触れさせていただきたいと思っております。

資料1に戻っていただきまして、許可基準の3点目です。この部分も既存の区域と同一ですが、許可基準を変更する場合には地元の事業者の方等から意見聴取をするという規定もございます。

次に、資料1の2ページ目をごらんいただきたいのですが、最後の経過措置の部分でございます。

先ほど、大萱委員の方からお話がありましたけれども、現在の既存の区域、札幌駅の南口第2区域、北口につきましては、この告示の施行の際、現に当該景観保全型広告整備地区に条例の規定による許可を受けて表示、設置している広告物については、当該許可基準にかかわらず、これを表示、設置することができるかとされております。すなわち、景観保全型広告整備地区の告示の際に、現行の基準のもとで許可を受けているものにつきましては、新しい基準を適用しません、また、改修期限も設けませんので、つけかえ等の際には新しい基準に適合するものをつけてくださいという形にしております。

今回の検討委員会におきましても、経過措置としまして、例えば5年とか10年といったある一定の期間を設けた方がよいのではないかという意見、それと既存の地区と同様でよいのではないかという意見がありました。それにつきましては、検討いただいた結果、先ほどのお話にもありましたとおり、今回の区域は南口の第2区域と隣接している、さらには南口の区域から一部の区域を編入する、また地元の事業者の方への受け入れやすさという部分を考慮しまして、最終的には既存の地区と同様の経過措置としております。

ただ、改修等の期限は設けておりませんが、事業者の方に対しては基準に合致していないということを認識していただく必要があると思いますので、この認識していただく方法につきましては、また別途、検討していきたいと考えてございます。

最後に、スケジュールのお話ですが、資料5をごらんいただきたいと思います。

上段に屋外広告物の関係、下段に都市景観の関係を載せておりますが、今回、駅前通の景観保全型広告整備地区の指定につきましては、あわせて都市景観部局で駅前通の都市景観上の基準、景観計画重点区域の基準の見直しも検討しております。私どもの指定と都市景観の作業は同時並行的に進めていく必要がございますので、一表にまとめさせていただきました。

今後のスケジュールにつきましては、本日が屋外広告物審議会経過報告という形になりますが、今後、適宜、地区指定検討委員会を開催しまして、地元説明会、告示、施行という流れになっていくと思います。

指定時期ですけれども、当初は平成22年度末に告示を行いまして、平成23年度から施行というスケジュールで作業を進めてまいりまして、このスケジュール表もそれに準じた形で作成しております。ただ、現在、地元事業者の方との調整等に若干時間を要している状況でございますので、このスケジュールから遅れが生じております。ですから、施行時期を含めまして、このスケジュールからまだ後ろに延びる可能性が非常に高いという状況です。現時点で、具体的にいつからやりますということは、申し訳ございませんが、明示することはできません。ただ、このスケジュールにつきましては、適宜、検討委員会等にご報告させていただきたいと考えておりますので、ご了解いただきたいと思います。

雑駁な説明で申しわけなかったのですが、引き続き、それぞれの広告物の基準につつま

して担当の方からご説明させていただきます。

事務局（谷内） 担当の谷内と申します。座って説明させていただきます。

それでは、私の方からは、別表1になります各広告物の基準について説明させていただきます。

一応、文字だけでわかりづらい部分があると思いますので、資料3の方に図柄入りのものを用意しました。そちらとあわせてごらんいただきたいと思います。

本当は、一つ一つ細かく説明していきたいところですが、時間の関係もあるものですから、一応、重要な部分だけかいつまんで説明させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

まず一つ目としまして、屋上広告物につきましては自家用広告物であること、そして壁面、突出、これは袖看板のような広告ですが、あとは地上広告物につきましては、自家用広告物または案内誘導広告物とすることとなっております、いわゆる第三者広告というものはこの地区では認めておりません。

屋上広告物から説明いたしますけれども、まず、屋上広告物につきましては、掲出する建築物と一体になるようにデザインして、周囲の建築物等とのスカイラインに留意してくださいという項目がございます、そのために例えばロケット型の形状のものは上げてはいけませんとか、立方体、直方体などの立体構造の広告物を屋上の一部に単独で設置することはだめとっております。あるいは、建築物、外壁と同系色とすることということで、スカイラインとか景観等に配慮した形で掲出してくださいとなっております。

その一方で、例えば一般的な地区の基準では、1基当たり300平米以内、1面当たり100平米以内という面積の規制があるのですが、そういった面積による規制をこの地区ではなくしております。それから、高さにつきましても建築物の5分の1かつ5メートル以下となっているのですが、スカイラインに合わせるということで配慮するような場合になれば、建物の5分の1かつ10メートル以下というふうに高さの規制を緩和することができるという規定も定めてございます。

次に、壁面広告物の方へまいります。

壁面広告物もいろいろ説明があるのですが、資料3の3ページを見ていただくと一番わかりやすいと思います。

これは、建物を、1階から3階までを低層部、4階から7階までを中層部、8階以上を高層部ということで分けまして、上にいくほど表示内容、表示方法などが制限される形になっています。具体的に言いますと、低層部は自家用・案内誘導用であればオーケーという形になると思うのですが、これが中層部になりますと、臨時的に掲出される懸垂幕を除きまして、文字につきましてはチャンネル文字により表示してください、表示する内容も事業、営業の名称、商標という形となっております。今度は、これが高層部にいきますと、懸垂幕の掲出を認められておりません、表示できる内容というのは、チャンネル文字で表示された建築物もしくは施設の名称、シンボルマークのみとなっております。

低層部は、人が歩く部分でございまして、通りににぎわいが求められますので、広告類につきましてはなるべく低層部の方に誘導し、逆に高層部というのは、皆さんが景観として見る部分でございまして、そういった景観に配慮しまして、表示内容を限定させてすっきりしたものにするとということで、このような規定にさせていただいております。

次に、突出広告物にまいります。

突出広告物につきましても、中層部以上の高さには設置してはいけないこととなっております。これは、高いところに突出広告物があるのは景観上望ましくないという部分がございますし、人が歩きますので落雪の危険性などもあるものですから、なるべく高いところに広告物は上げないでくださいという形になっております。

最後に、地上広告物につきましても、景観に配慮しまして、デザインを統一してくださいとか、高さも低層部を超えないものであることということプラスしております。また、この地区で想定される地上広告物は、主にビルに入るテナントの集合広告になると思うのですが、こういった広告につきましては、ビルを斜めから見た対角線上に1カ所、反対側の1カ所、合計2カ所あれば十分ではないかということで、一建築物につき2基以内とすることという基準が設けられております。

最後に、柱状広告物、立看板、電柱広告物、アドバルーン広告につきましては認めないという基準になっております。

なお、こちらの基準につきましては、駅前通の地元協議会でございます札幌駅前通協議会の総会に出席させていただきまして、今申し上げましたとおりの許可基準を説明いたしまして、各参加者の方からご意見をいただいております。意見の中では、例えば、袖看板を中層部以上に設置するのはだめというのはいかたがましいのではないかという意見も出たのですが、出た意見につきましては、昨年の検討委員会の中で検討しまして、先ほど申し上げました景観の問題とか落雪の問題があったものですから、このままでいいのではないかというお話を委員の皆様からいただきました。その意見につきましては、また駅前通協議会に参加いたしまして、検討委員会としての見解を回答させていただいております。

以上でございます。

中井副会長 詳しいご説明をいただきまして、どうもありがとうございます。

それでは、札幌駅前通北街区地区景観保全型広告整備地区の素案についてですけれども、何かご意見はございませんでしょうか。

昨年度かかわられた新田委員とか深澤委員はいかがですか。改めてここにまとめてお聞きになって、新たにご意見はございますか。

新田委員 特に新たな意見はないですけれども、いろいろ話し合った結果がよくまとめられて、よかったと思っています。

中井副会長 深澤委員はどうですか。

深澤委員 経過措置がないけれども、今の新基準に合っていないということを事業者の方に認識してもらおう手だてというのは本当に難しいと思うのですが、何とか事務局

の方でそのような形でご意見をいただければと思います。

中井副会長 事業者側の朝倉委員、中村委員、改めていかがですか。

朝倉委員 検討委員会に参加させていただいたので、これで進むであろうと思いますけれども、ビルオーナーとか、そこに財産を持つ方、または商売をされている方が、自分のところのまちづくりの中で広告までどうとらえていくかというところがネックだと思います。その辺について、詳しいことはわかりませんが、どういう形のものが出てきて、どういう整合性といいますか、このとおりいけばいいのでしょうかけれども、どういうふうになるのかなと思っています。

中井副会長 中村委員、いかがですか。

中村委員 現状のことについては、深澤委員がおっしゃったように、やはり基準に合致していませんという認識をどう通達するかということは非常に難しいと思いますけれども、それはぜひやっていただきたいと思います。

先ほど、説明の中にあつたように、長期的なこと、展望を考えてつくっている基準ですということもどこかにうたってありまして、短期的な認識ではないということもわかりましたので、よろしいのではないかと考えております。

中井副会長 ありがとうございます。

きょう初めてお聞きになった方で、ご意見などはございますでしょうか。

古谷委員、いかがですか。

古谷委員 実際に期限を区切っているわけではないですね。それは難しいと私も思います。でも、実際にこれが施行されたときに、どれぐらいのパーセンテージで影響を受けるところがあるのかということを知りたいと思ったのです。というのは、駅前通の西側のビルは、今、新しいビルも出てきていまして、面している壁面の面積が非常に大きいです。ただ、東側は、古いビルもありまして、壁面面積が非常に少ないところがあって、その中で壁面上の何%、何平米以内となっても、大きなビルとのギャップが非常に大きいです。ですから、そういうものが実際にどういうふうにバランスをとっていくのかが見えにくいと思います。

ですから、先ほどから皆さんがおっしゃっているように、長期的にということであっても、やはり改修時というものが一つのポイントになるので、そのときにきちんと承知していただけるようにするしかないのではでしょうかということです。難しい問題もたくさんありますね。

朝倉委員 これも、前に検討委員会で話していたのですけれども、5年以内に撤去という形であれば、行政の方から補助金なり助成金なりがあってきれいにしてしまうという方法もあるし、残っているのは残っているし、そこは不合理と言えは不合理ですね。残るところと新しくできないところであれば、どこに落としどころがあるのかなと思うのです。多分、残っているところはずっと残ると思います。自己広告の中でやりたいのであれば、形は別として、ある程度のものではないということです。

中井副会長 建物ですから、変わっていくのに時間がかかりますね。だから、その間の期間ですね。

朝倉委員 今回は、第三者というものができませんので、新しいものは全くできないみたいなものです。自家広告であれば、そんなに大きなものはまずやらないです。

中井副会長 事務局の方で、何%ぐらいが残る可能性があるということは調べていないのですね。

事務局（小林広告物担当係長） 実を申しますと、今現在、そこまでのものは調べてございません。ただ、検討委員会の中で、資料としまして各委員の皆様には駅前通の現状という形で、それぞれ建物と、適合、不適合という形でご報告させていただいたのですけれども、それについて何%という数値的な押さえまではしておりません。

中井副会長 景観的に見て、駅に向かって右と左で差が出てくることは確かだということですね。それぐらいしかわかりませんね。

ご意見を伺えればと思いますけれども、ほかにございますか。

大萱委員 多分、次の問題とも絡んでくるのだろうと思うのですが、既存不適格になるものをどう扱うかというのは、一つは、自主的組織をどう立ち上げていくかです。ここは、札幌でも一番の目抜き通りになるわけですから、地元の人たちの意識が高まっていけば、ある時点で、構造体としてかなり老化していくと思いますから、ビルの建てかえなどが急激に起こってくるような気がします。経済情勢が好転してくれば、いろいろな動きが出てきます。あるところまでビルが建てかわったりしていったら、全体の景観があるレベルに達してくると、既存の不適格な広告物を上げておられるオーナーの方たちも肩身が狭いという動きが出てくるのではないかと期待しております。いろいろ検討しましたがけれども、どうも強制的にというのはなかなか難しいのが現実です。

中井副会長 あとは、市民文化というか、人々の意識が高まって、そういうことが話題になればいいですね。

大萱委員 そうですね、ぜひメディアの方にもそういう視点で取り上げていただけたらいいのですが、これも営業権とかいろいろな問題があって、難しいですね。

中井副会長 メディアの林委員はいかがですか。

林委員 難しいですね。今回、自家広告物の点に限っているので、それは基本的に地元の方々がどう理解するかということに尽きるところです。

一方で、それも検討されると思うのですが、いわゆる電子広告物というサイネージの広告が今後どういうふうにあらわれてくるのか。ビルの建てかえと同時に、ビルのオーナーから要望が当然出てくるわけです。ご存じのように、中国の上海のまちなどは、まさにサイネージというか、電子的な広告ばかりで、あのまちには自家広告という感覚も全くないわけです。ただ、そういう自由度みたいなことについては、私の意見は不適格かもしれないけれども、建てかえについてはどうなるのかということが協議会とかビルのオーナーから出てくるのではないかとことはあります。その際、素案の中では基本と

してありますけれども、もう一方ではどうなのかと。

メディアとしては、基本的にまちづくりとしてこういうことをやる、こういうことを決めるということは、南口の場合は特にそういうことを伝えたこともあります。そのことによつて、札幌市が中心になってまちづくりをやっているということも伝えたことがあります。

僕の意見としては、将来のことが気になるなという感じがします。

中井副会長 ありがとうございます。

本日は、ご意見を伺うだけでいいですね。

事務局（小林広告物担当係長） 今後のことにつきましては、先ほどもお話しさせていただきましたとおり、まだ委員の指名がされていないのですが、改めまして地区指定検討委員会を開催させていただきまして、その中でというふうに考えております。

中井副会長 今後、もっと詳細な検討がなされると思いますので、それについてのご報告は、また審議会の中で行われるということですね。

ありがとうございます。

それでは、次に移りたいと思います。

先ほどのお話の中にありましたけれども、屋外広告物審議会の特例許可のお話がありますので、それについて事務局からご説明があればいただきたいと思います。

事務局（谷内） それでは、今お話がございました審議会による許可の特例について説明させていただきます。

今回、資料6を用意させていただいたのですが、そちらをごらんください。

これは、先ほど資料1で見させていただきました告示の素案から一部抜いたものになります。

まず、読み上げますと、「表示又は設置しようとする広告物等が条例第11条第2項第1号に規定する自家用広告物で、デザイン性が高く、地区景観の向上に寄与するものであると市長が認めるときは、別に定める場合」 この「別に定める場合」というのは、先ほど説明させていただきました資料4の自主的組織による特例の規定になります。この場合に限り、別表1に掲げる許可基準を適用しないことになっております。

ここの最後の「限り」の部分に二重線をつけておりますけれども、これは、特例が認められますのは、この広告物が自家用広告物であること、そして、別に定める場合、すなわち自主的組織による特例許可の決定を得たものという二つの条件をいずれも満たした場合に限りということ です。

今のお話から、この告示の素案の文面からいきますと、一般的な地域では行われております審議会の特例許可は、この文面を見る限り、駅前通ではできないというふうになってまいります。これを駅前通において行うべきかどうか、行うとした場合はどのような方法によって行うかということにつきまして、皆様からこの場でご意見を頂戴したいと思っております。

一つ目としまして、今お話ししましたように、自主的組織による特例が規定されてお

まして、そこに審議会の特例許可を入れる必要があるかどうかというところが論点として出てくると思います。そのために、そもそも景観保全型広告整備地区を指定するに当たりまして、なぜそこに自主的組織の特例を設けているかというところからお話しさせていただきます。

この景観まちづくりを行っていくに当たりましては、もちろん札幌市の方で良好な景観を保全、形成していくためのいろいろな基準を定めて規制を加えることも重要ですが、それだけではだめでして、大切なことは、そこに住む地域の人々の自分たちのまちを自分たちでつくるという自主性の意識ではないかと思います。そのため、札幌市で定めた基準に一方的に従うだけでなく、たとえ市で定めた基準から外れるような広告でありまして、それがデザイン性にすぐれていて地区の景観に寄与するものであり、地域の人たちが自分たちで話し合っただけのものであれば掲出してもいいのではないかと、そういう意味でこういった特例が設けられているのではないかと思います。

実際に、南口の第1区域におきましては、当該区域の事業者などによって構成されております自主的組織で、札幌駅南口地区第一区域広告景観協議会というものが平成16年から動いております。そこでは、過去に、協議会での検討評価を通しまして、当該区域内の広告を今のようないい形に改修していきまして、つまり、自主的組織の力で特例を機能させて広告物を設置した経過がございます。

ただ、今申し上げましたとおり、自主的組織の特例許可が使えるような状況であればいいのですけれども、果たして駅前通を指定するに当たりまして、それが同じように当てはまるかどうかという問題が出てきます。例えば、駅前通の指定をしたと同時に自主的組織が発足しまして、その自主的組織によりまして特例がうまく機能するというのであれば問題はないと思うのですけれども、自主的組織が発足が遅れたり、もしくは極端な話でいきますと、自主的組織自体できなくなってしまいましたという状況が出てくる可能性がございます。その間の特例許可はどうするのかという問題が出てきます。今、申し上げました告示の素案のままでいきますと、自主的組織が駅前通にでき上がらない限り、特例はいかなる場合も一切認められませんという状況になってしまいます。そうなった場合に、果たして問題がないかどうかということが出てくると思います。

ここで、仮に全く問題がない、自主的組織がなければそれはそれで特例なんて必要ありませんということであれば、それはそれでいいと思いますが、もしここで何か問題があるのではないかと、基準に合致しなくても地区の景観の向上に資する広告物が自主的組織が出てくる前に出てきたときにどうしたらいいのか、そのために何らかの特例の道を残しておいた方がいいのではないかと、なったときに、審議会の特例許可の必要が出てくるかと思えます。

そして、審議会の特例を行うとなったときに、どのような形で行うかということが出てくると思いますけれども、先ほど申し上げましたとおり、もしその地区内に自主的組織が存在して、そこでの特例がうまく回るようであれば、審議会の特例はわざわざ設けなくて

もよいという考えのもとに、もし地区内に自主的組織がない場合の代替措置的な感じで、例えば一つの方法だと思いますが、自主的組織が駅前通に存在しない間は、審議会の特例を認めるという形にしておくというのも一つの方法であると思います。

説明が長くなってしまいましたので、ここで論点をもう一度まとめさせていただきますと、まず、自主的組織が存在する場合は、自主的組織の活動を尊重して、そこでの特例に任せるという考え方につきましてはいかがでしょうかということです。二つ目は、地区指定したものの、自主的組織がないというケースも想定されますので、そういった場合には特例が一切認められないことになってしまいますが、それについて問題がないだろうかということです。問題があるのであれば、当然、これは自家用広告物に限ることにはなってしまうのですけれども、自家用広告物に限って自主的組織がない場合は、審議会の議をもって特例とするという方法もありますが、いかがでしょうかということです。

今申し上げましたことにつきましてご意見を頂戴したいと思っておりますが、皆様からご意見をいただいて、この審議会で即座にどうするという結論を下すことは考えておりません。皆様の考えをいただいた上で、具体的な方法をどうするかということも今後検討する必要がありますので、この審議会の場では、皆様からご意見だけをお伺いいたしまして、あとは今後行われます地区指定検討委員会などで検討していきたいと思っております。何とぞご了解いただければと思います。

私からの説明は以上でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

中井副会長 ありがとうございます。

特例許可についてのお話ですけれども、皆さん、ご意見はございますでしょうか。

大萱委員、先ほど自主的組織の話が出ましたが、それも関連しますので、もう少し詳しくお伺いできますか。

大萱委員 やはり、基本は自主的組織ができ上がることです。初めてのケースは難しいかもしれないけれども、私個人としては、それを育てていくという方向性を持たないと、せっかく苦労したものが、また審議会でやるとなると、そちらに頼っていってしまうと思います。審議会としては、地元の方のような熱意で物を見ることはできませんから、どうしても厳しくなっていくような気がするのです。そこで、余り結果が出ないのではないかという気がします。

できるなら、自主的組織が立ち上がるまでという弁法も、むしろその道を閉ざして、そういう道はありません、皆さん方はまだ1年の期間があるのだから、自主的な組織を話し合っ立ち上げてくださいというふうに、そちらの方へアクセルを踏んでいくのが一番いいのではないかと、私は個人的に思います。

もし、審議会で検討するとした場合、オーナーがそこにいないようなものですね。自主的組織の中にオーナーがいないような広告物、例えばバス停のようなものだと特別な地元のオーナーはおられなくなります。そういう非常に公共性の高いものに関しては審議会で検討するということがあってもいいと思うのですけれども、自家用広告物に限定されてい

るわけですから、それはもう自主的な組織にお任せするのが一番いいのではないかと思います。

例えば、審議会でそれを受けると、次から次と出てくることも予想されるわけです。それに審議会の方が対応できるかどうかという疑問があります。それから、札幌市の一番の目抜き通りで自主的組織が立ち上げられなかったら、札幌じゅうどこでもできないということになってしまいます。だから、それは何が何でも自主的組織を立ち上げる準備を前々からお願いしておく方がはっきりするのではないかという気がします。

中井副会長 ご意見はございますか。大萱委員のご意見に対してでもよろしいですし、こういう取り組みについてですね。

林委員 基本的には、素案ができて、次に特例許可がどこから出るかということ、大萱委員がおっしゃるように、自家用広告を出す側が当然のように出なければ、基本的に出ないわけではないですか。特例措置を求める、つまり自主的組織というのは、この会合で言えば素案をきちんと守る意味の組織をつくってもらいたいということもありますね。

大萱委員 だから、そこでいろいろ討議されることが意味を持つてくると思うのです。

林委員 そうですね。でも、もう一つは、私がこの立場で常に申し上げているのは、ある種の自由度がないと、まちの広告が、たとえ自家用であってもいいものが出てこないという気がしてならないのです。そういう意味では、特例許可は自主的な組織に基づかない限り出ないのだよということをきちんと伝えて、まちが伝えて、市が伝えて、その中で自主的組織をつくってもらう。つまり、ある意味、自分たちの自主性を獲得すると同時に自由を獲得するということですね。逆に、全く自由がなくて、この素案によって守ってもらいますというのではなくて、むしろそうやって自分で考えることによって、そこにある程度の自由度を、後半の方に書かれているように、自家用広告物に限るのか、限らないのか、特例事項があるのか、ないのかを含めて、当然、自分たちのために考えるはずです。僕は、自主的組織がなければ特例事項はできないですよということをどう伝えるかということもあるような気がします。

大萱委員がおっしゃるのは、もっと民主的なことだと思いますけれども、僕は非常に瑣末な考えで、恐らくオーナーとしては自分の利益をどう考えるかということが一番あるだろうし、先ほどの補助の問題もありますけれども、なるべくなら景観としては速やかにしてもらいたいというためには、やはり自主的組織をつくって、そういうものを市とかけ合うこともすごく大事だと私は思います。

大萱委員 全くそのとおりだと思います。

中井副会長 自主的組織のメンバー構成も非常に重要になるような気がします。例えば、オーナーばかりだと、特例許可だから大きくなったり、派手になったり、量もふえたりということもできてしまうわけです。それを逆に札幌市民の目線から見たときに、あんなにたくさん要らないのではないかという見方も景観的には出てきます。そういう調整をどこがするかというのが、なかなか難しいと思うのです。だから、自主的組織も勉強しながら、

やはり広告物の表現を抑えることは景観向上につながるし、自分たちのまちの質の高いセンスも表現できるという具合に学んで行ければいいのですが、現在の状態だと、まだまだそこにまで至っていないような気がするのです。

皆川委員、デザインをする立場としてはいかがですか。

皆川委員 広告の立場から言わせてもらえば、今の林委員の意見ではないですけども、屋外のメディアというのは、5年、10年先の考え方というか、新しい技術も出てくるでしょうし、素材も出てくるだろうという意味で、見えない部分がたくさんあります。それを、こういう規制だけでびしっと枠を切ってしまうのではなくて、特例を認めるというのは大変いいことだと思うのです。だから、自家用看板に限りでもいいのですけれども、いずれにしてもテナントビルも多いですから、そこに入っている皆さんも、先ほどの谷内さんの話ではないですが、問題として出てくるのは自分のフロアが5階にあったら5階にあるのだという突出看板を出したいというのは、商売をやっている人はみんなそう思うわけですね。その辺を、いかにそれにかわる表示方法で見せてあげられるか、それを通りに出せればいいのですけれども、本当に歩道いっぱいまでビルが建っていたら何もつけられないという話になりますし、置き看板もだめということであれば、全く表示できないです。そうすると、今度は窓の内側からどんどん張っていくわけですね。それもまた汚い広告になってしまいます。

そういう意味で言うと、ぜひ特例は認めていただいて、そのまちの自主組織は、今の場合で言うと駅前を楽しくする会とか、駅前通まちづくり会社も今後できるでしょうし、そういうところにぜひ働きかけていただいて、早い時期につくってもらおうということで、自主的組織を立ち上げて、札幌駅南口地区第一区域広告景観協議会と同じような動きをぜひ駅前通でもしてもらえればなという気がします。

ですから、全部規制でだめと言うのではなくて、いかに楽しくなるという部分での広告のデザインも含めて、そういうものをもっと奨励するような動きも片方には必要ではないかと思います。今、西武が閉店していますけれども、あそこだって壁面にはネオン管か何かをはわせて、まち並みをデザインしたようなものもありましたね。やはり、ああいうものも一つの広告というふうに見れば、いろいろなデザインが出てくるのではないかという気がします。

中井副会長 ほかにご意見はございますか。

古谷委員 私も、自由度は当然必要だと思いますので、基本になる規則の上にどういう工夫ができるのか、それは自分たちにとってどういう意味を持ってくるのかというふうにか考える機会は当然必要だと思うのです。

ただ、一つだけ心配なのは、自主的組織というのは、多分、皆さんはいろいろな形で自分たちの利益になるので、立ち上がることは立ち上がるのではないかと思うのです。ただ、その後、本当にそういう意味の機能が果たせるかどうか。失礼な話ですけども、もし果たせない場合に、例えばリーダーシップをとる方とか、先ほど副会長の方からも出ました

が、そういう状況を危惧する可能性も出てきますね。そのときに何ができるのかということですが、

というのは、ある自主組織では全部オーケー、そうすると、そういうものは前例になっていって、ほかのところでは一生懸命セーブをしていたところが、そこからということもあり得るのです。現実的に、商売的には少しでも大きく、少しでも多くというものがまだまだ基本にあります。デザイン性の高さをだれがどういうふうに伝えることができるのか、その点だけですね。あとは、皆さんがおっしゃっているように、自主的組織で、私たちにとっては本当の意味でのメリットになるように、この基準をいい形で使っていただきたいと思います。

南口の場合は、かかわっている事業種が少ないのです。ですから、大通のところを考えたときに、そのようなまとめ方ではとても難しいでしょう。それでも、事業種が少なくてもテナント数が多いですから、そのところの大きな問題は南口の方でも当然抱えています。今言ったように、自主組織としては強いつながりがあるので、何とかそれを一生懸命乗り越えているところがあります。数の多いところではそれがどういうふうになるのか、それがいい形になるのかどうかは私にはよく見えないと危惧しております。

中井副会長 もっとお話を伺いたいのですけれども、時間のこともあります。このような会議は、地区指定検討委員会で、後日、引き続き検討されることになっておりますので、その委員に選ばれた方は、どうぞ忌憚ないご意見をお聞かせいただきたいと思います。

きょうは全員のお話を聞くことができませんでしたが、ほかに何かご意見はございませんか。また、事務局の方で何かございますか。

(「なし」と発言する者あり)

中井副会長 それでは、きょうの審議会はこれで終わりにしたいと思います。

皆様、どうもありがとうございました。

5. 閉 会

事務局(柳本道路管理課長) 長時間にわたり、ご審議をいただき、ありがとうございます。

以上をもちまして、平成22年度第1回屋外広告物審議会を終了させていただきます。本日は、お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございました。

6. 事務局付記事項

屋外広告物審議会審査会委員及び屋外広告物審議会専門委員会委員の指名について、審議会開催後、小林会長に確認を行った結果、次の各委員を指名する旨の回答があった。

屋外広告物審議会審査会委員

小林会長(議長)・大萱委員・菊嶋委員・中村委員・深澤委員・皆川委員(6名)

五十音順

屋外広告物審議会専門委員会委員

朝倉委員・大萱委員・中井委員・中村委員・林委員・古谷委員・皆川委員（7名）

五十音順

以 上